

適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況（公表： 可 不可 ）

□「 配水管からの分岐 ～ 水道メーター 」の工事を施工しないため不要
 （該当する場合は□にチェックを入れてください。以下の記入は不要となります。）

技能を有する者の氏名 (公表対象外)	配水管への分水栓の取付・せん孔、給水管の接合、いずれの経験も有しているか	資格等を有しているか	保有している資格等	工事年度
例) 鳥山 太郎	○	○	△△講習会修了者 △△検定会合格者	H30 年度

※直近の状況、特に過去 1 年以内の給水装置工事に主に従事した者が対象となります。

※公表には、本市ホームページ等への掲載を含みます。

※技能を有する者の氏名は、公表の対象ではありません。

※次の保有資格等について記入し、併せて資格を証明する書類（資格証等）の写しを添付してください。

- ① 水道事業者等によって行われた試験及び講習により、資格を与えられた配管工
- ② 職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）第 44 条に規定する配管技能士
- ③ 同法第 24 条に規定する都道府県の認定を受けた職業訓練校の配管科の課程修了者
- ④ 公益財団法人給水工事技術振興財団が実施する配管技能の習得に係る講習の課程修了者
 （配管技能者講習会修了者、配管技能検定会合格者、配管技能者認定）

※資格を有していなくても、経験を有していれば記入してください。

< 参考 >

水道法施行規則第 36 条

法第 25 条の 8 に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。（以下抜粋）

- 2 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取り付け口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。